最終更新日：2018年12月18日

サトーホールディングス株式会社
代表取締役社長兼CEO　小瀧　龍太郎
問合せ先：取締役上席執行役員最高財務責任者　阿部　陽一
証券コード：6287
http://www.sato.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は「変わりゆく社会から必要とされ続け、最も信頼される会社になること。自動認識事業で世界ナンバーワンになること。」というビジョンを掲げ、会社の持続的成長と中長期的な企業価値向上を目指しており、これを支えるコーポレートガバナンス体制の構築と継続的強化が経営の健全性・透明性・効率性を確保する上での重要課題であると捉えております。
この体制の基盤として、当社は監査役による監査機能の強化を図る一方、独立社外取締役を過半数とした取締役会構成を実現し、社外役員による透明性の高い経営監督機能の強化を図り、株主をはじめとするステークホルダーのために実効性のあるコーポレートガバナンスの実践につとめてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則４－８－２　筆頭独立社外取締役】
社外取締役はそれぞれの分野で豊富な経験と高い専門知識を有しているため、社外取締役の間で序列や筆頭者への依存意識が高まることは、独立的な立場からの意見の阻害要因になる可能性があると考えております。意見を統一することなく、それぞれの異なった知識と経験から持ち味を発揮することで有益な意見が引き出されるものと考えておりますので、筆頭社外取締役は定めないことといたします。

【補充原則４－１０－１　指名・報酬諮問委員会の設置】
従来より、独立社外取締役を議長とする指名諮問委員会、報酬諮問委員会を設置し、その答申を受けて取締役会で審議してまいりましたが、上記委員会設置の前提とされている取締役会構成は、既に多彩なバックグラウンドを持つ独立社外取締役が過半数を占める体制となっており、指名・報酬などに関する検討を行うに際し、独立社外取締役が適切に関与・助言を行える状況にあります。
取締役会の総意として、屋上屋を重ねず取締役会で全員の協議を行うことが、より迅速且つ多面的な検討を行うことに資するだけでなく、取締役会そのものの機能強化に繋がると判断いたしました。従って、今後、指名・報酬に関する諮問委員会は設置せず、取締役会に於いて経営陣幹部・取締役の選任、育成、インセンティブ等について計画的に検討してまいります。

【補充原則４－１１－２　取締役及び監査役の兼職の状況】
他社との兼務数のみをとって取締役、監査役の役割・責務を果たすことができないとは判断せず、取締役会においてそれぞれ異なった専門的な知識と豊富な経験に基づいた観点から経営に役立つ的確な意見を述べることを重視しております。これにより、他社との兼任状況にかかわらず社外取締役としての役割を果たすことができないと判断した場合は、再任いたしません。
なお、社外取締役の兼任状況は株主総会招集通知、有価証券報告書で開示しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則１－４　いわゆる政策保有株式】
上場会社の株式を新たに保有することあるいは既保有の株式を継続保有する場合は、企業価値向上に資する取引の強化・維持、リターンとリスクなどを踏まえた中長期的な観点から検証し、既保有の株式について効果が期待できないと判断した場合は、株式市場への影響を考量して売却することとしております。
なお、当社資本金の1%以上の他社上場株式を保有する場合は取締役会決議事項とする基準を設けておりますが、現在該当する株式は保有しておりません。
また、当該株式の議決権行使につきましては、発行会社の経営方針や事業の状況及び議案の内容を総合的に検討し、発行会社の中長期的な企業価値の向上に繋がるかどうか等の視点に立ち都度判断することとしております。

【原則１－７　関連当事者間の取引】
当社は、会社や株主共同の利益を害することのないよう、取締役、監査役が関連当事者間の取引を行う場合には、取締役会規程に基づき事前に取締役会の決議を経るものとし、取引完了後には結果を詳細に取締役会へ報告しております。取締役会では当該取引について独立役員による取引の合理性や適性を検証しております。
株主の利益に反する行為を行うことを防止するため、取締役全員は毎年監査役会に対して業務執行確認書の提出を義務付けるとともに、関連当事者間取引の有無を会社に申告しております。

【原則２－６企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】
確定拠出企業年金のため、企業年金の積立金はなく、当社の財務状況への影響はありません。

【原則３－１　情報開示の充実】
(1) 経営理念や目標とする経営指標、中期経営計画については、当社ホームページや統合報告書にて公表しております。
　(経営理念) http://www.sato.co.jp/company/management/principle.html
　(経営目標、中期経営計画) http://www.sato.co.jp/ir/policy/mid _ term.html
(2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方は、当社ホームページ、有価証券報告書や統合報告書にて公表しております。
　(コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方) http://www.sato.co.jp/ir/policy/governance.html
(3) 取締役、執行役員の報酬の方針と決定は、後述の「報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無」の項目に記載しております。
(4) 当社は取締役、執行役員の任期を1年と定めております。取締役候補の選任については、取締役会において選任方針、社内・社外取締役、

執行役員夫々の選任要件及びその選任プロセスを明確に定めております。
また、新任候補者については、選任要件に照らした評価とモニタリングを行っており、取締役及び執行役員指名の監査機能及び透明性を確保しております。尚、解任につきましては、上記選任要件に照らし、取締役会にて判断することとしております。
(5)取締役、監査役の個別の選任理由は招集通知参考書類に記載しております。

【補充原則4－1－1　経営陣に対する委任の範囲】
取締役会は、経営に関する重要な事項の意思決定及び各取締役・経営陣の業務執行状況の監督を行うため、法令、定款で定められた事項の他、経営戦略や経営計画に関する重要な事項をを取締役会規程付議事項として明確に定め、その他業務執行に関する権限は職務権限規程により、経営会議、執行役員に委ねております。

【原則4－8　独立社外取締役の有効な活用】
会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上には、客観的な視点から経営の監督が重要であることを認識し、平成11年から社外取締役を置き、さらに平成14年より複数体制とし、その後その重要性が増す中で現在は取締役会の過半数を社外取締役で構成し、その全員を独立社外取締役として東証に届け出ております。社外取締役は、会社の持続的な成長を促し中長期的な企業価値の向上をはかる観点から、それぞれ異なった専門的な知識と豊富な経験をもった人財を選任しており、6名の内2名が女性となっています。

【原則4－9　独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
社外取締役の選任にあたっては、候補者が企業理念や長期基本戦略に共感、賛同していただけることを前提とし、証券取引所が定める独立性のガイドラインに照らし合わせ独立社外取締役を選任しております。また、取締役会における意思決定の判断の適法性や合理性を支えるに足る知見や経験を持ち、独立性、中立性の立場から株主共同の利益に資する助言、提言、意見を述べることができる人財を選任しております。

【補充原則4－11－1　取締役の選任に関する方針・手続き】
異なる視点から生み出される考え方や意見、価値観の違いを経営に活かすため、取締役会はプロフェッショナルで多様なバックグラウンドを持つ取締役で構成することとしております。社内においては過去、現在においてそれぞれが異なった業務執行を担当している取締役5名を選任し、社外においては当社の事業に直接関わらない多様な視点、豊富な経験、高い専門性を有する独立性の高い取締役6名を選任しております。

【補充原則4－11－3　取締役会全体の実効性分析・評価】
当社は、取締役会の実効性の確保、機能向上を目的に、取締役会の実効性に関する分析・評価を実施いたしました。取締役会メンバー（取締役及び監査役）に対し、取締役会の構成、運営、役割・責務、支える体制及び株主との関係等に関するアンケート評価を実施し、その集計・分析結果について、取締役会にて議論いたしました。その結果、当社の取締役会は、過半数を占める社外取締役の意見、質問を含め、建設的な議論が行われ、経営上重要な事項の決議と業務執行の監督を適切に行うための実効性が確保されており、より向上しているものと評価いたしました。
今後も更に高い実効性を確保し、確認された課題等について引き続き改革、改善を推進してまいります。

【補充原則4－14－2　取締役・監査役のトレーニング】
取締役、執行役員は求められる役割、責務を果たすために、社外のセミナーや会議に出席し、リーダーシップの向上と経営を培うためのスキルの習得につとめております。また、監査役につきましては日本監査役協会や会計監査人主催の講演会に出席し、他社の監査役との意見交換を通じ、監査役としての役割、責務を再確認し、必要な能力の開発につとめております。

【原則5－1　株主との建設的な対話に関する方針】
会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、株主との建設的な対話を重視しております。株主総会では、株主に対する説明責任を果たすため、株主からの質問に対し、丁寧な説明につとめております。
IR活動では、機関投資家向けに年2回の決算説明会、個別説明会を適宜実施しています。機関投資家との個別ミーティングにおいては、CEO、CFO及びIR部門が積極的に対応し、投資家からの意見や要望を経営に反映させるようつとめております。
この他、自社ホームページを通じて、IRのディスクロージャー・ポリシー、決算概要やニュースリリースなどのIR情報や更新情報を積極的に開示し、投資家からの質問に対応しております。
尚、何れの場合も、未公表の重要事実については投資家保護や証券市場の公正性、健全性に対する信頼を確保するという観点から、情報サイレント期間を設定し、インサイダー情報の取り扱いに細心の注意を払い対話を実施するようにつとめております。

2．資本構成

外国人株式保有比率	30%以上

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
公益財団法人佐藤陽国際奨学財団	3,786,200	11.21
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	2,046,800	6.06
GOVERNMENT OF NORWAY	1,569,292	4.64
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	1,331,500	3.94
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,262,300	3.73
サトー社員持株会	1,129,932	3.34
GOLDMAN, SACHS＆CO.REG	1,054,100	3.12
THE BANK OF NEW YORK 133524	963,300	2.85
横井美恵子	900,145	2.66
佐藤静江	897,470	2.65

支配株主(親会社を除く)の有無	―――

親会社の有無	なし

補足説明 更新

1. 平成27年11月4日付で公衆の縦覧に供された大量保有報告書において、ダルトン・インベストメンツ・エルエルシーが平成27年10月30日現在で以下のとおり株式を保有している旨が記載されているものの、当社として当第2四半期会計期間末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況に含めておりません。

氏名又は名称	ダルトン・インベストメンツ・エルエルシー
住所	1601 Cloverfield Blvd., Suite 5050N, Santa Monica, CA 90404 USA
保有株券等の数	18,962百株
株券保有割合	5.43%

2. 平成29年5月31日付で公衆の縦覧に供された大量保有報告書において、ノルウェー銀行が平成29年5月25日現在で以下のとおり株式を保有している旨が記載されているものの、当社として当第2四半期会計期間末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況に含めておりません。

氏名又は名称	ノルウェー銀行
住所	Bankplassen 2, P.O. Box 1179 Sentrum, N-0107 Oslo, Norway
保有株券等の数	17,494百株
株券保有割合	5.01%

3. 平成30年11月7日付で公衆の縦覧に供された大量保有報告書において、ベイリー・ギフォード・アンド・カンパニーが平成30年10月31日現在で以下のとおり株式を保有している旨が記載されているものの、同社の報告義務発生日が当第2四半期会計期間の対象外であり、実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況に含めておりません。

氏名又は名称： ベイリー・ギフォード・アンド・カンパニー
住所： Calton Square, 1 Greenside Row, Edinburgh, EH1 3AN, Scotland
保有株券等の数： 18,357百株
株券保有割合： 5.26%

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	機械
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	50社以上100社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

———

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

———

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	その他の取締役
取締役の人数	11 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	6 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	6 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
鈴木 賢	他の会社の出身者											
田中 優子	学者											
伊藤 良二	他の会社の出身者											
嶋口 充輝	学者											
山田 秀雄	弁護士											
松田　千恵子	学者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由

鈴木 賢	○	(株)バイタルケーエスケー・ホールディングス代表取締役会長	[社外取締役の選任理由] 会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映していただくため。 [独立役員の指定理由] 指定した社外取締役は、上場管理等に関するガイドラインに示されている要件には該当せず、経営陣から著しいコントロールを受けるまたは経営陣に著しいコントロールを及ぼしうることがありません。コーポレートガバナンスの実効性及び独立性の確保の観点からも、一般株主と利益相反が生じるおそれがないだけではなく、代表取締役を中心とした業務執行者から独立した立場での監督機能として、株主等から期待されている役割を十分に果たすことが可能な者であると判断いたしました。
田中 優子	○	法政大学総長・理事長 法政大学社会学部メディア社会学科教授 法政大学国際日本学インスティテュート（大学院）教授	[社外取締役の選任理由] 大学総長・大学教授としての豊富な経験と幅広い見識を当社の 経営に反映していただくため。 [独立役員の指定理由] 指定した社外取締役は、上場管理等に関するガイドラインに示されている要件には該当せず、経営陣から著しいコントロールを受けるまたは経営陣に著しいコントロールを及ぼしうることがありません。コーポレートガバナンスの実効性及び独立性の確保の観点からも、一般株主と利益相反が生じるおそれがないだけではなく、代表取締役を中心とした業務執行者から独立した立場での監督機能として、株主等から期待されている役割を十分に果たすことが可能な者であると判断いたしました。
伊藤 良二	○	（株）プラネットプラン代表取締役 慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科特任教授	[社外取締役の選任理由] 会社経営者及び大学院教授としての豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映していただくため。 [独立役員の指定理由] 指定した社外取締役は、上場管理等に関するガイドラインに示されている要件には該当せず、経営陣から著しいコントロールを受けるまたは経営陣に著しいコントロールを及ぼしうることがありません。コーポレートガバナンスの実効性及び独立性の確保の観点からも、一般株主と利益相反が生じるおそれがないだけではなく、代表取締役を中心とした業務執行者から独立した立場での監督機能として、株主等から期待されている 役割を十分に果たすことが可能な者であると判断いたしました。
嶋口 充輝	○	慶應義塾大学名誉教授 公益社団法人日本マーケティング協会理事長	[社外取締役の選任理由] マーケティング分野における専門的な知識・豊富な経験と大学教授としての幅広い見識を当社の経営に反映していただくため。 [独立役員の指定理由] 指定した社外取締役は、上場管理等に関するガイドラインに示されている要件には該当せず、経営陣から著しいコントロールを受けるまたは経営陣に著しいコントロールを及ぼしうることがありません。コーポレートガバナンスの実効性及び独立性の確保の観点からも、一般株主と利益相反が生じるおそれがないだけではなく、代表取締役 を中心とした業務執行者から独立した立場での監督機能として、株主等から期待されている役割を十分に果たすことが可能な者であると判断いたしました。

山田 秀雄	○	弁護士 山田・尾崎法律事務所所長 公益財団法人橘秋子記念財団理事長	[社外取締役の選任理由] 弁護士としての専門的な知識及び豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映していただくため。 [独立役員の指定理由] 指定した社外取締役は、上場管理等に関するガイドラインに示されている要件には該当せず、経営陣から著しいコントロールを受けるまたは経営陣に著しいコントロールを及ぼしうることがありません。コーポレートガバナンスの実効性及び独立性 の確保の観点からも、一般株主と利益相反が生じるおそれがないだけではなく、代表取締役 を中心とした業務執行者から独立した立場での監督機能として、株主等から期待されている役割を十分に果たすことが可能な者であると判断いたしました。
松田　千恵子	○	首都大学東京大学院社会科学研究科教授 首都大学東京都市教養学部教授 日本ＣＦＯ協会主任研究委員	[社外取締役の選任理由] 外資系企業でのグローバルな経験と実績、現職の大学院教授としての専門的な知識及び高い見識を当社の経営に反映していただくため。 [独立役員の指定理由] 指定した社外取締役は、上場管理等に関するガイドラインに示されている要件には該当せず、経営陣から著しいコントロールを受けるまたは経営陣に著しいコントロールを及ぼしうることがありません。コーポレートガバナンスの実効性及び独立性の確保の観点からも、一般株主と利益相反が生じるおそれがないだけではなく、代表取締役を中心とした業務執行者から独立した立場での監督機能として、株主等から期待されている役割を十分に果たすことが可能な者であると判断いたしました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性 更新

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	ビジネスリスク委員会	10	4	2	2	2	0	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	―	―	―	―	―	―	―	―

補足説明 更新

・ビジネスリスク委員会の設置

当社は、実効性のあるコーポレートガバナンス体制の構築と業務の適正を確保するための内部統制システムの基本方針の運用につとめており、事業投融資、株式・固定資産の取得や処分、業務提携や重要な契約の締結、事業の譲渡や譲受等、会社がビジネスを推進する上で取らなければならないリスクの検証・分析及び継続したモニタリングを行う「ビジネスリスク委員会」を取締役会直轄組織として設置しております。
同委員会はCFOを委員長とし、本社主要部門長により構成しますが、客観性と専門性を担保するために、独立社外取締役や社外の公認会計士、弁護士にも適宜出席いただき、案件毎に集中的な分析・評価を行い、取締役会が十分且つ適切な情報に基づき、重要な経営判断を行えるよう支援しております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、監査役会が決定した監査方針及び監査計画に基づき、取締役会、経営会議をはじめとする重要な会議に出席しています。
監査役会は、会計監査人から監査計画の概要及び監査方針の説明を受け、四半期毎に監査報告またはレビューの実施報告を受け意見交換を行う他、必要に応じて会計監査人の往査に立ち合い、緊密に連携を図ります。
内部監査部門は代表取締役直轄の監査室が担当しております。常勤監査役は監査室から内部監査計画の説明を受け、内部監査結果及び財務報告に係る内部統制の評価結果を定期的に受けるとともに、必要に応じて内部監査に立ち会い緊密な連携を図ります。また、常勤監査役は、これら内部監査結果の報告・評価結果を社外監査役と情報連携します。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
山口　隆央	公認会計士													
八尾　紀子	弁護士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
山口　隆央	○	公認会計士・税理士 山口公認会計士事務所所長	[社外監査役の選任理由] 公認会計士・税理士としての専門的な知識・経験等を当社の経営に反映していただくため。 [独立役員の指定理由] 指定した社外監査役は、上場管理等に関するガイドラインに示されている要件には該当せず、経営陣から著しいコントロールを受けるまたは経営陣に著しいコントロールを及ぼしうることがありません。 コーポレートガバナンスの実効性及び独立性の確保の観点からも、一般株主と利益相反が生じるおそれがないだけではなく、代表取締役を中心とした業務執行者から独立した立場での監督機能として、株主等から期待されている役割を十分に果たすことが可能な者であると判断いたしました。

八尾　紀子	○	弁護士 TMI総合法律事務所パートナー	[社外監査役の選任理由] 国際的な経験も豊富な弁護士としての専門的な知識及び国際的に豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映していただくため。 [独立役員の指定理由] 指定した社外監査役は、上場管理等に関するガイドラインに示されている要件には該当せず、経営陣から著しいコントロールを受けるまたは経営陣に著しいコントロールを及ぼしうることがありません。コーポレートガバナンスの実効性及び独立性 の確保の観点からも、一般株主と利益相反が 生じるおそれがないだけではなく、代表取締役 を中心とした業務執行者から独立した立場での監督機能として、株主等から期待されている役割を十分に果たすことが可能な者であると判断いたしました。

【独立役員関係】

独立役員の人数	8 名

その他独立役員に関する事項

・社外取締役6名、社外監査役2名は全員が独立役員であり、それぞれ女性が2名と1名就任しております。
・必要に応じ、上記独立役員と非業務執行社内取締役及び監査役による意見交換会を実施し、業務執行から独立した観点で経営者によるコントロールを受けることなく経営課題について有益な議論、情報の共有を行い、議論の内容によって必要と判断した場合には取締役会で審議、報告、提言を行い課題の解決に取り組んでおります。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明 更新

社内取締役及び執行役員の報酬について、業績及び株主価値の連動性を明確にし、長期的な業績を報酬に反映させ、株主の皆様との利益を一致させることを目的として、以下制度を導入しております。

・株式報酬型ストックオプション制度
＜発行実績＞
・新株予約権の割当日　平成25年7月29日　サトーホールディングス株式会社 第1回株式報酬型新株予約権　付与個数 2,094個（1個当たり普通株式10株、行使価額 1円／株）
・新株予約権の割当日　平成26年7月29日　サトーホールディングス株式会社 第2回株式報酬型新株予約権　付与個数 1,620個（1個当たり普通株式10株、行使価額 1円／株）
・新株予約権の割当日　平成27年7月29日　サトーホールディングス株式会社 第3回株式報酬型新株予約権　付与個数 1,300個（1個当たり普通株式10株、行使価額 1円／株）

なお、平成25年6月21日開催の第63回定時株主総会においてご承認いただきました上記の社内取締役及び執行役員に対する「株式報酬型ストック・オプション制度」につきましては、平成28年6月21日開催の第66回定時株主総会において、ご承認いただきました「業績連動型株式報酬制度」の導入により廃止し、今後は、新規のストック・オプションの付与は行わないこととなりました。

・業績連動型株式報酬制度
平成28年6月21日開催の第66回定時株主総会において、当社の取締役（執行役員を兼務する当社の取締役に限る。社外取締役及び国内非居住者（以下「非居住者」という。）は除く。以下同じ。）及び執行役員（非居住者を除く。以下同じ。）（以下、取締役と執行役員を併せて「取締役等」という。）を対象に、「業績目標の達成度」等に応じて当社株式及びその換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」という。）の交付及び給付（以下「交付等」という。）を行う業績連動型の株式報酬制度（以下「本制度」という。）を導入することについてご承認いただいております。

本制度における報酬等の額・内容等
1.対象となる当社株式等の交付等の対象者（制度対象者）
　取締役等
2.対象となる当社株式が発行済株式の総数に与える影響
　当社が拠出する金員の上限
　　・5事業年度を対象として、合計600百万円
　制度対象者が取得する当社株式等の数の上限及び当社株式の取得方法
　　・制度対象者に付与されるポイントの総数の上限は1年当たり60,000ポイント
　　・上限となるポイントに相当する株数は1年当たり60,000株であり、5年間で合計300,000株
　　・発行済株式総数（平成28年3月31日現在）に対する割合は約0.85%
　　※1年当たりの株数の発行済株式総数に対する割合は約0.17%
　　・当社株式は、株式市場または当社（自己株式処分）から取得

3.制度対象者が取得する当社株式等の数の算定方法（制度対象指標）
　・役位及び中期経営計画等に掲げる各事業年度の業績目標（連結営業利益等）の達成度に応じて変動
4.制度対象者に対する当社株式等の交付等の時期
　・信託期間終了後（5事業年度毎）
　・制度対象者が信託期間中に退任する場合は、その時（制度対象者が執行役員を兼務する取締役である場合、または執行役員を退任して取締役に就任する場合には、取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した時）
　・制度対象者が信託期間中に非居住者となった場合は、その時

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員

該当項目に関する補足説明

取締役（社外を除く）ならびに執行役員に付与しております。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

平成２９年度の取締役の報酬総額は２２９百万円です。
※上記金額には、業績連動型株式報酬引当金繰入額83百万円は含まれておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

株主と利害を共有することを目指し、役位別に固定・単年度業績連動・長期業績連動など報酬全体の構成・割合を適切に設定しております。
また、将来に亘る会社利益を生み出す職務執行のインセンティブとして機能させるために現金報酬と株式報酬のバランスを明確にしております。
会社が定めた目標指針に基づき設定した個別目標の実績評価を実施し、当該評価結果を独立社外取締役を過半数とする取締役会で決定することにより、取締役及び執行役員の報酬決定の監督機能及び透明性を確保しております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

・社外取締役及び社外監査役を補佐する担当部門や専任担当者は置いておりません。
・取締役会事務局、関係各部門より、取締役会開催前に資料等を送付し、議案によっては個別に議案内容の事前説明を行っております。
・会議の議事録、稟議書等の決裁書類の他重要文書をいつでも共有することができる体制を整えております。
・常勤監査役は重要な会議に出席し、監査役会等で社外監査役に報告をしております。
・リリース情報、統合報告書ならびに社内報などの資料を提供しております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等 更新

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件（常勤・非常勤、報酬有無等）	社長等退任日	任期
大塚　正則	シニア マネジメント アドバイザー	経営に対する助言	非常勤・報酬有	2007/6/22	1年間（2018/7/1 就任）

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 更新	1 名

その他の事項

―――

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

当社は、監査役制度を採用し、併せて執行役員制度を導入することにより「経営の意思決定及び監督機能」と「業務の執行機能」とを分離させ、意思決定の迅速化をはかっております。現在、取締役会を構成する１１名のうち６名の社外取締役を置くことにより、独立的な立場からの意見や提案を受け、経営の監視機能を強化しております。
また、取締役会において公平な審議を行うため、取締役に序列を設けない体制を採用しております。取締役会の議長につきましても、執行役員を兼務しない取締役（社外取締役を含む）の「輪番制」としております。業務執行につきましては、法令、定款で定められた事項及び経営上重要な案件は取締役会において、その他の主要な案件については、取締役、監査役、執行役員等で構成される経営会議において、当社グループ全体に関する審議及び意思決定を行っております。

３．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現するため、企業理念と経営方針を定め、その徹底を図ることを通じて、公正で透明性の高い経営に取り組んでおります。現在、取締役１１名のうち６名（うち２名女性）が独立社外取締役であり、取締役会では、それぞれ異なった専門的知識と豊富な経験に基づき、経営課題について活発な議論、情報の共有が行われております。また、必要に応じ、社外取締役と非業務執行社内取締役及び監査役による意見交換会が行われ、その議論の内容によって必要と判断した場合には取締役会で審議、報告、提言を行い 課題の解決に取り組んでおります。これらの活動のベースとして、当社独自の「三行提報」があります。社員が毎日三行（127文字）の短文で直接経営トップに会社を良くする提案や意見を伝えられる仕組みであり、昭和５１年に開始されました。日々、提報を書くことにより、全員が経営に参画する意識を持ち、ガバナンスにも寄与しております。当社は、取締役会、監査役会に加え、「三行提報」というボトムアップの仕組みを維持強化することで、今後も実効性のあるコーポレート・ガバナンス体制の構築・強化につとめてまいります。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定期日（2週間前）の3日以上前までに発送しております。 今後もさらに早期発送につとめてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	平成12年6月開催の株主総会より集中日を外しております。平成30年は6月25日に開催しております。
電磁的方法による議決権の行使	平成26年6月開催の株主総会よりインターネットによる議決権行使を採用し、電磁的方法（パソコン、スマートフォンならびに携帯電話）による議決権の行使を受け付けております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	平成26年6月の株主総会より株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームを利用し、機関投資家の十分な検討時間の確保につとめております。
招集通知（要約）の英文での提供	自社ならびに東京証券取引所のホームページ上で招集通知（要約）の英文での提供を行っております。
その他	株主総会招集通知の発送前に自社ならびに東京証券取引所のホームページ上に招集通知（和文）ならびに招集通知（要約）の英文を掲載しております。 当社は、平成22年6月より、議決権行使結果を臨時報告書での開示ならびにホームページ上に掲載しております。

2．IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	基本方針に加え、情報開示の基準・手段、沈黙期間について定めており、ホームページ上に掲載しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	株主総会では、株主に対する説明責任を果たすため、株主からの質問に対し、丁寧な説明につとめております。 また、個人投資家向け説明会を平成29年度より年4回程度開催しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回の決算説明会と個別説明会を適宜実施しております。 その他、年間約250回の個別IR面談を実施し、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上につとめております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	平成24年よりCEOが中心となり欧州の機関投資家を個別に訪問して、企業活動概況や中期経営計画の内容や進捗について説明を行っております。 平成25年より米州等の海外機関投資家へも訪問し、個別ミーティングを実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	経営理念や目標とする経営指標、中期経営計画や法定及び任意の開示資料（株主総会招集通知（和文・英文要約）、有価証券報告書、四半期報告書、決算短信（和文・英文）、統合報告書（和文・英文）、リリース情報、決算説明資料）などを掲載しております。 この他にも、ホームページを通じ、希望者に対して決算概要やニュースリリースなどのIR情報や更新情報のメールサービスの実施や個人投資家から のIR関係の質問に積極的に対応しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	専任部署としてIR室を設置しております。 詳細につきましては、開示いたしました【原則5－1】に掲載しております。	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	・当社が提供する顧客価値の中心をなすものは、「正確・省力・省資源・安心」という環境に貢献する内容であり、本業を通じて、環境保全活動に取り組んでおります。また、エコマネジメント委員会を中心に、環境マネジメントシステムISO１４００１の導入にとどまらず、環境配慮型製品の開発や環境保全活動に積極的に取り組んでおります。 ・平成２６年に公益財団法人東京都農林水産振興財団が運営する花粉の少ない森づくり運動「企業の森」に参加。東京青梅市に植林し、毎年保全活動を進めております。 ・平成２８年１０月、東京都産業労働局農林水産部より「とうきょう森づくり貢献認証制度：森林整備サポート認定」を受けております。 ・平成２４年１２月にはシール業界においては日本で初めて、製品のライフサイクル全体で排出されるCO2を見える化する「カーボンフットプリント宣言認定」を取得しております。 ・平成２４年、バーコードプリンタの開発・製造及びシール・ラベル生産を行っている北上工場（岩手県北上市）は、岩手県が認定する地球温暖化防止に向けてCO2排出抑制のための措置を積極的に講じている事業所として、「いわて地球にやさしい事業所」の四つ星の認定を受けております。 ・当社のCSRは、「本業による社会貢献」の実践を旨としています。企業は社会、自然環境と無縁では存在できません。当社はその環境とどうかかわるかを明確に規定し、企業の持続的成長への根幹となる行動をCSR活動と位置づけています。取り組み状況につきましては、当社ホームページに掲載しております。 (CSRへの取り組み)　http://www.sato.co.jp/csr/
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	詳細につきましては、開示いたしました［原則３－１］に掲載しております。
その他	・当社は『変わりゆく社会から必要とされ続け、最も信頼される会社になること。自動認識ソリューション事業で世界ナンバーワンになること。』というビジョンの下、グローバル化と顧客価値の最大化を目指した経営戦略の一つとして、ダイバーシティの推進に取り組んでおります。これは社是である『あくなき創造』に繋がる取り組みであり、個の違い、能力を尊重し合い、グローバルに戦える革新的なアイディアを創出し、世界中の多様な価値観、お客様のニーズにお応えするために進化を続けてまいります。 ・女性の活躍推進にも注力しており、社員が出産・育児などの状況にあっても、ワークライフバランスを保ちながら安心して仕事を続け、活躍できるよう、制度の充実と職場づくりにつとめております。現在、社外取締役６名のうち女性２名、社外監査役２名のうち女性１名、そして執行役員１１名(取締役兼務者除く）のうち女性が１名（外国籍）となっています。また、「輝く女性の活躍を加速する男性リーダーの会」に参画すると共に行動宣言に賛同し、女性の活躍でダイバーシティをさらに推進してまいります。 ・平成２７年７月より、社員の健康管理を経営戦略と位置付け「健康経営」への取り組みを本格的に開始し、社員の健康増進につとめております。 ・昭和５１年に開始した当社独自のシステムである「三行提報」は全社員が毎日３行（１２７文字)の短文で直接経営トップに会社をよくする提案や意見を伝えられる仕組みであり、全員参画経営を支える重要な仕組みです。当社はこの仕組みを活用すると共に、磨き上げることで、ステークホルダーの期待に応えてまいります。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社グループの「内部統制システムの基本方針」は次のとおりです。

1．当社ならびに子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
企業理念の下、「三行提報」という独自のナレッジマネジメントシステムを活用し、情報の共有化と報告の文化に基づいた全従業員参加型の透明な経営体制を維持･強化する。また、コンプライアンス違反が生じる恐れがある場合にグループの全従業員が通報することができる窓口を整備する。監査室はグループ会社の監査を実施する権限を持ち、定款、社内規程への適合の観点から監査を実施する。

2．当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務執行に係る情報については、文書管理規程や稟議規程に基づき、重要な会議の議事録や重要な決裁書類を適切に保存管理する。また、会社情報の正確且つ適時な開示を重視し、開示における社内体制を構築する。

3．当社ならびに子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
事業を推進する上で取らなければならないリスクについては、ビジネスリスク委員会において分析･評価･モニタリングを行い、取締役会がその意見を基に審議を行い、経営として迅速且つ適切な意思決定を行う。
その他会社を運営する上で、発生の回避を必要とする一般リスクについては、リスクマネジメント委員会を定期的に開催しグループ全体のリスクを管理する。
当委員会ではリスクの洗い出し、リスクヘッジのための予防策、リスク発生時の対応策を決定し、また、重大なリスクが発生あるいは発生の恐れが生じた場合には、当委員会が中心となり対応策を協議する。

4．当社ならびに子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
長期基本戦略の下に策定したグループ中期経営計画を周知徹底し、これを個別具体的な戦略に落とし込み、その取り組み状況を含めた進捗を定期的に確認する。当社の経営陣及び主要なグループ会社の責任者で構成する会議において、計画の実施状況について情報を共有し、連携をはかる。

5．当社の子会社の取締役、業務を執行する社員、法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者の職務の執行に係る事項の当該株式会社への報告に関する体制
グループ各社の責任者とは会社運営に関する協定書の締結を行い、決算、財務状況その他経営上の重要事項については定期的に当社への報告を義務付ける。また、グループ各社において発生する重要な決裁事項は、関係会社管理規程、その他の内部規程に基づき当社での意思決定を行う。

6．当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
当社は、監査役が必要とした場合、協議のうえ、監査役の職務を補助する使用人を置くものとする。

7．当社の監査役の職務を補助すべき使用人の当社の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
当該使用人の異動、評価等は、監査役会の意見を尊重した上で行うものとし、当該使用人の取締役及び執行役員からの独立性を確保するものとする。また、当該使用人は、監査役の職務を補助するに際しては、監査役の指揮命令に従うものとする。

8．次に掲げる体制その他の当社の監査役への報告に関する体制
イ 当社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制
監査室による監査権限はグループ各社全てに及び、内部監査規程に基づきその結果を適宜監査役に報告する。また、取締役は監査役から業務執行に関し報告を求められたときは、速やかに報告する。
ロ 当社の子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員、法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制
監査役は必要に応じて当社及びグループ各社の取締役、従業員を監査役会に出席させ報告を求めることができる。

9．前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
報告者の匿名性確保について適切に配慮するために社外窓口を設置するとともに、当該報告者に対して不利益な取扱いをすることを禁止する。また監査役は報告された情報を適切に管理する。

10．当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
監査役の職務の執行により生ずる費用等の支払いに支障なきよう、予算を設け、監査役から請求があった場合は速やかに処理する。

11．その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役が重要な会議に出席し取締役及び使用人からの業務執行に関する報告を聴取できるとともに会議の議事録及び重要な決裁書類を閲覧、調査できる体制を確保する。なお、監査役がグループ企業を監査するにあたっては自由な権限を有する。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、反社会的勢力に対して屈することなく法律に則して対応する。社会的正義を実践するために社内規程等を定め、毅然とした態度で反社会的勢力との関係を遮断する。反社会的勢力に対する対応を統括する部署を設け、関係行政機関や外部専門機関等からの情報収集につとめる。社内に向けて対応方法等の周知をはかり、社内関係部門、関係行政機関及び外部専門機関等と緊密に連携して、速やかに対処できる体制を整備する。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

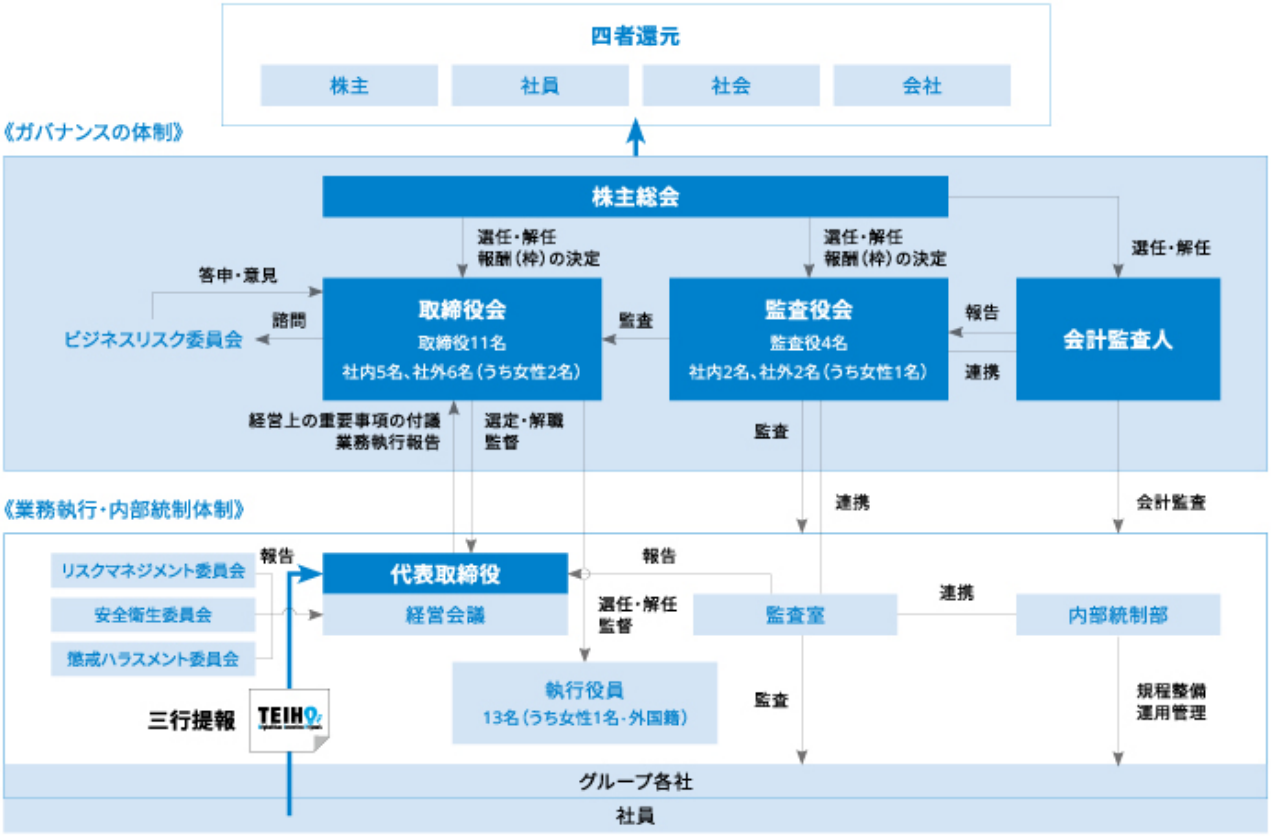
買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

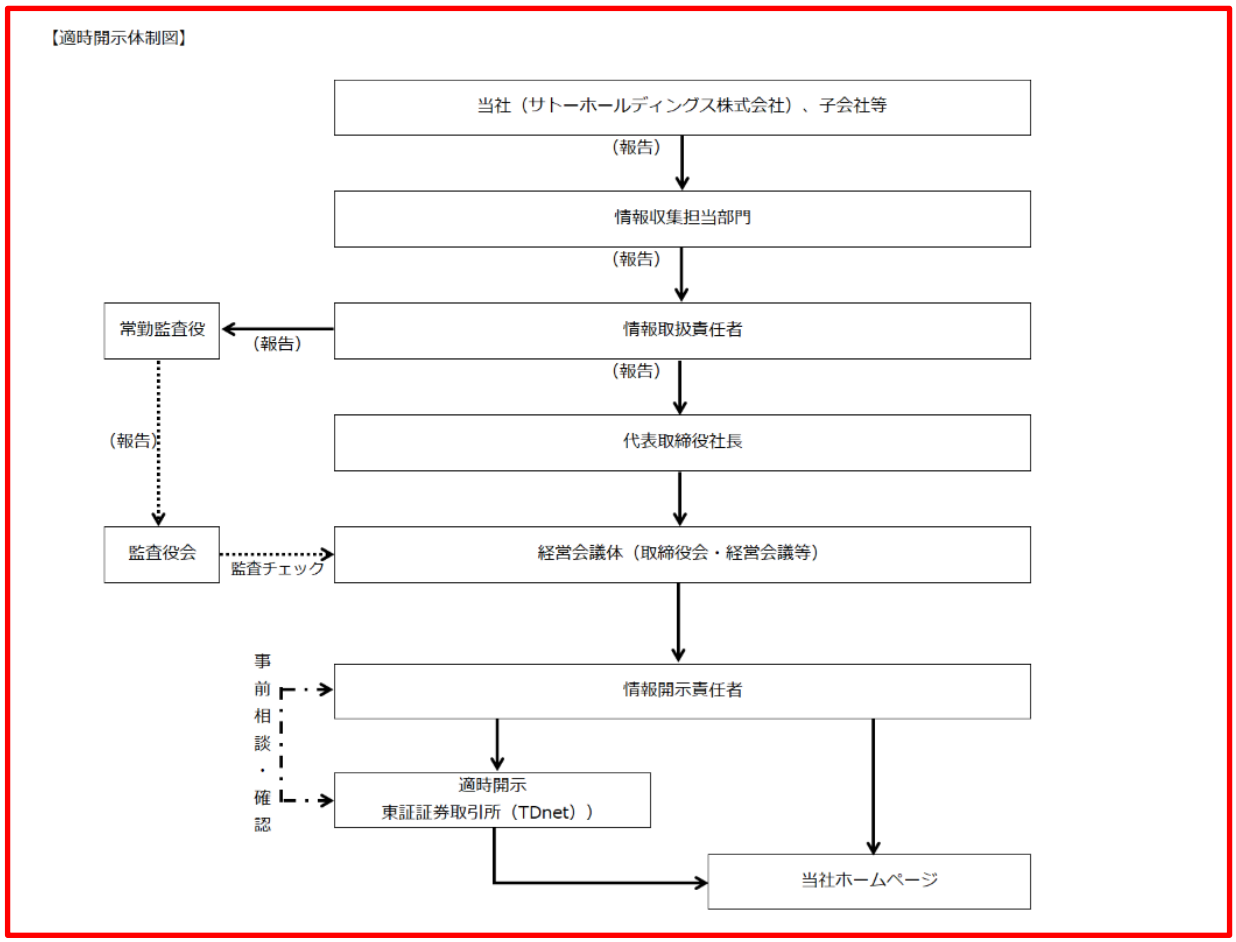
現在のところ、当社は買収防衛策を実施する予定はありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

※下記体制図の役割等の詳細につきましては、弊社ホームページ「コーポレートガバナンス（http://www.sato.co.jp/ir/policy/governance.html）」をご参照下さい。



＊「適時開示体制図」



※会社情報の適時開示に係る社内体制の概要
当社の情報開示に対する基本姿勢として、株主・投資家・地域社会等をはじめとするステークホルダーの皆さまとの建設的な対話を実現し、中長期的な企業価値の最大化と最も信頼される企業となることを目指しており、一貫性、継続性、スピード、公平性、透明性を重視した情報開示を行います。法令及び証券取引所の適時開示規則を遵守し、ステークホルダーの皆さまが当社を適正にご理解いただく材料となる情報の公正かつ適時・適切な開示を心掛けております。
①決定事実に関する情報
　当社及びグループ会社より、決定事実に関する情報が当社総務・法務部及び経営企画部に集約され、その情報の中で適時開示規則等に基づき、開示すべき情報の有無を確認しております。その後、情報取扱責任者である最高財務責任者を経て代表取締役社長または経営会議に報告し、必要に応じて取締役会の決議を経た後、直ちに開示いたします。
②発生事実に関する情報
　当社及びグループ会社において発生した事象については当社社内規程に基づき、担当執行役員もしくはグループ代表者から報告を受け、情報取扱責任者である最高財務責任者を経て代表取締役社長または経営会議に報告し、適時開示規則等に基づき開示すべき情報に該当する場合は直ちに開示いたします。
③決算に関する情報
　各連結対象会社で決算情報を作成し、当社財務経理部において最終の決算情報として取りまとめ、取締役会で承認を受けた後、直ちに開示いたします。